

1 用語等について

Q1	事業の目的は？
A1	若者の県内就職を促進し、地元企業等を担うリーダー的人材を確保することによって、本県経済を成長させ、県内雇用を創出することです。 上記事業目的により、既卒者のうち、助成候補者の募集始期時点で徳島県内に在住している方は、この事業の対象外となります。

Q2	「県内事業所」とは？
A2	県内に所在する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等といった財貨及びサービスの生産又は提供が継続的に行われている場所を指します。 なお、この事業は、徳島県内に就業を希望される方を対象としているため、就業先は必ず「徳島県内に事業所を置く企業（法人・個人の別は問わない）」であることが必要となります。

Q3	「助成候補者」と「助成対象者」との違いは何か？
A3	「助成候補者」とは、奨学金返還支援の対象候補者として認定された方のことを指し、 「助成対象者」とは、助成候補者が県内で正社員として通算3年以上就業した後に、本人からの申請により認定するものです。 したがって、「助成対象者」に認定されるタイミングは人によって異なります。

Q4	「徳島県で雇用創出が期待される産業分野として選定した4分野」とは何か？
A4	「とくしま元気印イノベーション人材育成プログラム」及び「とくしま地域活性化雇用創造プロジェクト」において、本県経済の牽引役となる産業として、成長や雇用創出が期待される分野として位置づけられた分野のことです。 ※詳しくは募集要項等に記載しております。

Q5	「専修学校専門課程」とは？
A5	「専修学校」とは、学校教育法124条に基づき設置された学校です。 専修学校には、「専門課程（専門学校と称する学校がある）」、「高等課程」、「一般課程」の3課程がありますが、本制度（全国枠）でお申込みできるのは、専門課程のみとなります。 ※自分の通う学校種別や課程が分からない場合は、申請前に学校へ問合せしてください。

2 応募の可否について

Q6	現在学生です。いつ応募できますか？
A6	募集年度に卒業又は募集年度の翌年度に卒業予定の方が応募可能です。 具体的には、4年制大学に在学の場合、大学3年生、4年生が応募の対象となります。 【例】令和8年度募集の場合 ・大学4年生 ⇒ 令和9年3月に卒業予定の方 ・大学3年生 ⇒ 令和10年3月(9月卒を含む)に卒業する予定の方

Q7	大学等を修業年限以内で卒業しませんが、応募できますか？
A7	学業成績の不振による留年で修業年限以内に卒業できない場合 ⇒ 応募できません 次の(1)から(5)の場合 ⇒ 応募できます (1)留学、(2)病気療養、(3)ボランティア活動、(4)被災、(5)その他知事が認める場合 ※(1)から(4)の場合、その事実が確認できる資料を添付の上、応募してください。 大学等長の許可を受け、休学された方は、「休学許可証」等、休学の許可を受けたことが分かる資料を併せて提出してください。 ※(5)の場合、県に事情を説明の上、指示された資料を提出してください。

Q8	現時点、就職先が未定（内定がありません）ですが、応募できますか？ (県内企業を希望していますが、県外企業に就職したり、公務員になる可能性もあります。)
A8	応募の段階で、県内事業所での就業を希望している場合、応募できます。 就職活動の結果、県外企業への就職や公務員となった場合は、すみやかに辞退をお申し出ください。 ※助成候補者に認定後、県外企業で就職された場合は、認定の取消をさせていただきます。

Q9	自ら事業主となる場合の条件はありますか。
A9	会社の登記事項証明書、個人事業開業届、確定申告書の写し等の添付により、就業が確認できる場合となります。 また、詳細な就業状況を確認するため、追加資料を提出いただく場合等があります。

Q10	現在看護学科の学生で、准看護学科在籍時に「県准看護師修学資金」の貸与を受けている場合、応募可能ですか。
A10	一定の県内就業を返還免除要件とする公的貸付制度を利用している者であっても、その貸付期間が奨学金の貸与期間と重複しない場合は、応募可能です。 (例) 准看護学科：公的貸付制度を利用 看護学科：奨学金を利用 ※看護学科在籍時に公的貸付制度を利用していない場合は可

Q11	徳島県内で就業しなかった場合ペナルティはありますか？
A11	ペナルティはありません。 ※助成候補者の認定は取消となります。

Q12	就業希望先が「Q4の4分野」以外でも応募できますか？
A12	就業を希望している分野や業種に関わらず、応募できます。

Q13	内定企業は県外に本社があるが、県内の事業所で働くことを希望しています。応募できますか？
A13	応募可能です。 ただし、採用後、配属が県外となった場合、助成要件である「県内で正社員として通算3年以上就業」を満たさない可能性があるため注意が必要です。 ※県外事業所での勤務期間は上記の3年には含まれず、この場合、助成（返還支援）開始が後ろ倒しになります。なお、返還支援の期間は就業開始日から8年間ですので、返還支援の開始が後ろ倒しになったとしても、返還支援の期間が延長されることはありません。

Q14	大学卒業後、県内企業に就職してから、応募できますか？
A14	応募できません。制度の利用を希望される方は、必ず在学中にお申込ください。

Q15	既卒者で、県内在住です。応募できますか？
A15	応募できません。既卒者の場合は、募集開始時点で県外に在住されている方で、これから県内に移住し、就労を希望される方が、対象となります。

Q16	既卒者で現在、県外事業所に勤務しています。転勤により「県内に勤務」する見込みですが、応募できますか？
A16	応募できません。転勤による移住は対象外です。 ※徳島県内の事業所で働くため、現在の仕事を辞めて移住される場合が対象となります。

Q17	県外から移住する年齢30歳とはどの時点のことですか？
A17	募集開始時点で県外に在住し、助成候補者に認定される予定の翌年度4月1日時点で年齢30歳までの方を指します。 (例) 令和8年度の募集の場合 「令和8年7月31日（募集開始）時点で県外に在住し、 令和9年4月1日（認定される予定の翌年度4月1日）時点で年齢30歳までの方」

Q18	【県内公募枠】 日本学生支援機構「第一種（無利子）」奨学金の貸与基準はどこで確認できますか？
A18	日本学生支援機構のホームページを参照してください。

Q19	【県内公募枠】 日本学生支援機構「第二種（有利子）」奨学金の予約採用者となっている場合、応募可能ですか？
A19	日本学生支援機構第一種（無利子）奨学金の貸与基準を満たし、大学進学後に第一種奨学金の貸与を受けることを希望する方であれば、応募可能です。助成候補者となった場合、大学進学後に在学採用により第一種奨学金の手続を行ってください。 ただし、日本学生支援機構の審査により、貸与基準を満たしていないとして第一種奨学金の貸与を受けることができなかった場合は、助成候補者の資格を失います。

Q20	【県内公募枠】 日本学生支援機構「第一種（無利子）」奨学金の予約採用者となっている場合、応募可能ですか？
A20	応募可能です。県内公募枠での助成候補者となった場合、大学進学後に予約採用により奨学金の手続を行ってください この場合、奨学金貸与が開始されたことを確認するため、手続完了後、速やかに奨学生証のコピーを提出してください。

Q21	【県内公募枠】 日本学生支援機構「給付型」奨学金の予約採用者となっている場合、応募可能ですか？
A21	日本学生支援機構第一種（無利子）奨学金の貸与基準を満たし、大学進学後に第一種奨学金の貸与を受けることを希望する方であれば、応募可能です。 ただし、日本学生支援機構の審査により、貸与基準を満たしていないとして第一種奨学金の貸与を受けることができなかった場合は、助成候補者の資格を失います。

Q22	【県内公募枠】 日本学生支援機構「第一種（無利子）」奨学金以外の奨学金の貸与を希望する場合でも、応募可能ですか？
A22	県内公募枠は、募集時の条件の1つを「大学進学後、日本学生支援機構第一種（無利子）奨学金の貸与を受けることを希望する方」としているため、日本学生支援機構第一種（無利子）奨学金以外の奨学金のみの貸与を希望する場合は応募できません。 なお、日本学生支援機構第一種（無利子）奨学金の貸与を希望し、かつ、その他の奨学金の貸与を希望する場合は、応募可能です。（ただし、助成候補者に認定された後、日本学生支援機構の審査により、貸与基準を満たしていないとして第一種奨学金の貸与を受けることができなかった場合は、助成候補者の資格を失います。）

3 応募方法等について

Q23	申請書は、パソコンで入力したものでも、大丈夫ですか？
A23	パソコン入力、手書き、どちらでも大丈夫です。 電子申請システムにより申請する場合は、入力フォームに必要事項をご入力ください。
Q24	助成候補者の認定結果は、いつ分かりますか？
A24	概ね4月中に認定結果を郵送で通知する予定です。 ※3月下旬から4月下旬に郵便物を確実に受け取れる住所を申請書に記載してください。
Q25	申請書の作成方法が分かりません。
A25	作成方法等については、ホームページに掲載している「申請の手引」に詳しく記載しておりますので、そちらをご確認ください。

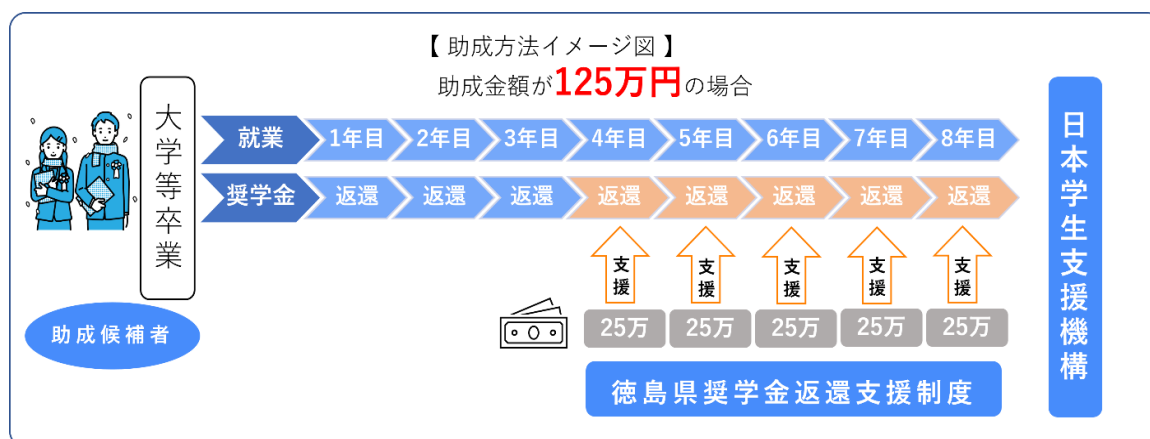
4 助成金について

Q26	日本学生支援機構奨学金以外に支援対象となる奨学金とはどのようなものですか？
A26	日本学生支援機構奨学金の返還支援を基本としているところですが、既に他の奨学金貸与を受けている方もいるため、本人名義で貸与を受けていること、所得や学力等の貸与基準が日本学生支援機構奨学金に準じるものであることを要件と考えており、個別に判断することとなります。したがって、申請いただいた奨学金が支援の対象とならない場合があります。 なお、県内枠については、日本学生支援機構奨学金の第1種奨学金の貸与を受けることが認定の条件となっておりますが、条件を満たせば、他の奨学金も助成対象となります。 ※教育ローンは対象となりません。（本人名義の貸与でないため） 【 対象例（一部） 】 ①徳島県奨学金（高等専門学校4・5年及び専攻科に在籍中に貸与を受けた部分に限る） ②生活福祉資金貸付制度（修学資金に限る） ③母子父子寡婦福祉資金貸付金制度（修学資金に限る） ※上記①～③の奨学金の貸与には学力基準が要件とされていないため、日本学生支援機構「有利子」奨学金に準じるものとし、助成額は、借受総額（利子を除く）に3分の1を乗じて得た額で、85万円（大学、大学院、高専の場合）が上限となります。
Q27	日本学生支援機構と他の奨学金の両方の貸与を受けた場合はどうなりますか。
A27	日本学生支援機構奨学金を優先して支援の対象としますが、日本学生支援機構奨学金のみで助成上限額に達しない場合は、他の奨学金についても、支援の対象となります。
Q28	入学時特別増額貸与奨学金は返還支援の対象になりますか。
A28	返還支援の対象外となります。

Q29	無利子奨学金と有利子奨学金を受けている場合、助成金額はいくらになりますか。
A29	支援対象となる無利子奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額で、125万円が上限となります。その額が85万円に達しない場合においては、支援対象となる有利子奨学金の借受総額（利子を除く）に3分の1を乗じて得た額を加算し、その場合の上限額は合算して85万円となります。（金額は大学、大学院、高専の場合） <無利子45,000円、有利子50,000円の奨学金貸与をそれぞれ3年間受けた場合の例> ・45,000円 × 36か月 × 1/2 = 810,000円 … 無利子の1/2 ・50,000円 × 36か月 × 1/3 = 600,000円 … 有利子の1/3 ・850,000円 - 810,000円 = 40,000円 … 有利子の助成上限額 ○助成額：無利子810,000円、有利子40,000円 計850,000円 ※既卒者の場合 助成金額：【返還残額が上記算出額以上】上記と同額 【返還残額が上記算出額未満】返還残額と同額

Q30	助成金はいつもらえますか。
A30	就業後、県内事業所において通算3年以上在職し、本人からの申請により、「助成対象者」に認定（＝交付決定）された後となります。

Q31	助成金の交付決定を受ければ、4年目以降5年間に分割して定期的に助成が受けられるのですか。
A31	前年度の勤務状況や奨学金の返還状況を確認した後、毎年の返還支援額を本人に支払います。そのため、離職し県外へ転出するなど助成の対象外となった場合、その時点までの勤務実績に応じた助成を行い、助成は終了となります。 （例）就業5年目で離職した場合、就業6～8年目（支払い3回～5回目）の分については、助成されません。



Q32	就業月、離職月において就業が1か月に満たない場合はどう扱われますか。
A32	就業月と離職月の就業日数を合計し、16日から45日までを1か月、46日以上を2か月と数えます。なお、本来の月数を超えての算入はできません。

Q33	奨学金返還を延滞している場合も、返還支援の対象となりますか。
A33	毎年、助成対象者就業状況報告書提出時に奨学金返還証明書を添付していただきます。 延滞状態にある場合には、助成対象者としての資格を失うこととなりますので、延滞しないよう引落口座の残高確認をお願いします。

Q34	育児休暇、病気休暇等の期間は助成金の交付対象の期間として含まれますか。
A34	育児休暇、病気休暇等を取得した期間も継続して在籍し、在職証明書で確認ができる場合は、支援要件を満たす就業期間として、期間計算に含みます。

Q35	市町村や企業が実施する奨学金返還助成制度との併用は可能ですか。
A35	条件によって異なりますが、市町村や企業が実施する奨学金返還助成制度との併用が可能な場合があります。※市町村や企業が実施する制度の要件として、県制度との併用を不可としている場合があります。 なお、県の制度と併用することにより、借受総額以上助成されるような場合は、助成の取消しとなる場合がありますので、ご注意ください。

Q36	日本学生支援機構から、大学院在学時の奨学金について「特に優れた業績による 返還免除の認定（無利子奨学金の貸与を受けた者が対象）」を受けた場合、引き続き支援は受けられますか。
A36	全額免除の場合は認定の取消しとなりますが、半額免除の場合は、「差引返還額」について、引き続き返還支援の対象となります。 < 無利子88,000円の奨学金貸与を大学院の2年間分受け、半額免除が適用された場合の例 > ・ 88,000円 × 24か月 = 2,112,000円 … 借受総額 ・ 2,112,000円 - (2,112,000円 × 1/2) = 1,056,000円 … 差引返還額 ・ 1,056,000円 × 1/2 = 528,000 円 <u>助成額：無利子奨学金 528,000 円</u>

Q37	Q36のうち、学部在学時の奨学金も併用して認定されているケースでは、大学院在学時の奨学金が免除となった場合、引き続き支援は受けられますか。
A37	学部在学時の奨学金については、大学院在学時の奨学金全額免除半額免除に関わらず引き続き支援が受けられます。※助成候補者の申請時に認定されていることが必要です。

5 手続きに関すること（認定後の手続き、取消しなど）

Q38	大学を卒業後に大学院に進学した場合はどうなりますか。
A38	【全国公募枠で助成候補者となっている場合】 「大学を卒業後、就業を開始する」という要件を満たさなくなりますので、助成候補者辞退の届出を行ってください。なお、大学院進学後、全国公募枠の募集があれば、改めて応募することが可能です。 【県内公募枠で助成候補者となっている場合】 「助成候補者進学状況報告書」を提出していただくことにより、引き続き助成候補者の資格を有します。なお、進学先の大学院で奨学金の貸与を受けた場合は、奨学生証のコピーを併せて提出ください。

Q39	助成候補者や助成対象者となった後に「離職・転職」した場合はどうなりますか。
A39	自己都合で離職した場合、離職後、6か月以内（病気、けが等のやむを得ない事情による場合は12か月以内）に県内に事業所を置く企業に再就職したときは、引き続き助成候補者又は助成対象者の資格を有します。 なお、離職（転職）を繰り返した場合で通算の離職期間が6か月（病気、けが等のやむを得ない事情による場合は12か月）を超えた場合には、資格を失います。 ※この規定は令和7年4月1日以降に自己都合で離職した場合の規定で、それよりも前に離職していたときはこの限りではありません。

Q40	会社都合及び病気、けが等やむを得ない事情による離職はどう証明しますか。
A40	倒産、雇用主の都合による解雇の場合は離職証明書、病気、けがによる場合は医師の診断書など証明する書類を添付してください。このほかの理由による離職の場合は、やむを得ない事情であるかどうかの確認のため、資料の提出を求める場合があります。

Q41	「県外事業所に配属」されたり、「県外事業所に転勤」した場合はどうなりますか。
A41	1企業における県内就業期間が36月以上ある場合、その企業の県外に所在する事業所への転勤期間（県外転勤期間）を通算で36月以内に限り、「県内就業期間とみなす」ことができます。なお、県外転勤期間が36月を超えた場合、その期間に応じて助成額が減額されます。 ※転職により、1企業での県内就業期間が36月に満たない場合は、県外転勤期間は助成対象となる期間には含まれません。（詳しくは県HPをご確認ください。）

Q42	「徳島県内に事業所を置く企業」ではない企業に就業したが、退職して、大学等を卒業した年の9月30日（既卒者にとっては認定を受けた年の翌年の9月30日）までに「徳島県内に事業所を置く企業」に正社員として就業すれば、認定取消になりませんか。
A42	就業先は必ず、「徳島県内に事業所を置く企業」であることが必要となるので、一度「徳島県内に事業所を置く企業」ではない企業に就業した場合は、要件を満たしておらず、助成候補者の資格を失います。

Q43	助成候補者（または助成対象者）の認定を取り消されたが、再度、既卒者として応募できますか。
A43	募集対象者の要件を満たせば、応募することは可能です。また、既卒者の要件はQ15～Q17を参照してください。このほか、既卒者については、奨学金の返還残額の有無等も募集要件となりますので、必ず募集要項をご確認ください。

Q44	助成候補者決定後の手続きを忘れたり、遅れたりした場合はどうなりますか。
A44	助成候補者の認定を受け、就業を開始すると、毎年の就業状況を報告する必要があります。この報告が無かった場合、助成候補者（または助成対象者）の資格を失います。 なお、県では、認定を取り消す前に、本人に対し、電話やメール、文書等によって注意を促したり、状況の確認を取るようにはしたりしておりますが、一定期間応答が無かった場合は、ただちに認定を取り消します。したがって、助成候補者（または助成対象者）は、県からの連絡が受け取れるよう、住所や連絡先、姓等に変更があった場合は、その都度報告する必要があります。

Q45	助成候補者決定後の状況報告はどのようなものが必要ですか。
A45	助成候補者の認定を受け、就業を開始すると、毎年の就業状況を報告する必要があります。各時点における提出書類は次のとおりです。 <u>(1) 県内就業が通算 3 6 月未満の場合（補助金の交付決定を受ける前）</u> ①「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者就業状況報告書（様式第 5 号） ②在職証明書（初回報告時及び変更があった場合に限る。） ③住民票の写し（初回報告時及び変更があった場合に限る。） ④奨学金の返還状況を証する書類（日本学生支援機構奨学金の場合は「奨学金返還証明書」） ※④について、スキャットパーソナルの「詳細情報」画面の印刷でも可 <u>(2) 県内就業が通算 3 6 月以上となった場合（補助金の交付を申請するとき）</u> ①「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付申請書（様式第 6 号） ②在職証明書 ③住民票の写し ④奨学金の返還状況を証する書類（日本学生支援機構奨学金の場合は「奨学金返還証明書」） <u>(3) 既に補助金の交付決定を受けている場合（補助金の交付決定を受けた後）</u> ①「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業就業状況報告書（様式第 9 号） ②在職証明書 ③住民票の写し ④奨学金の返還状況を証する書類（日本学生支援機構奨学金の場合は「奨学金返還証明書」） ※①について、名称が似ているので様式誤りが無いよう注意してください。 ※③について、マイナンバーは記載しないでください。（再度提出いただくことになります。） ※④について、既に全額返還済みの場合は、そのことが分かる書類を提出していただき ましたら、翌年度以降の提出は不要です。 ※このほか、審査に要するため、追加資料の提出を求める場合があります。

※以下のイメージ図は、大学等を3月に卒業後、翌月4月より、県内に事業所を置く企業にて就業を開始し、県内事業所において、正社員として継続して就業した場合です。就業開始月が4月以外の場合や、県外事業所において就業した期間がある場合や、正社員としての身分を失った期間等がある場合は、個別に状況が異なります。

就業状況	県への報告	報告の意味	報告期限	返還支援 【例】基準額125万円
1年目	助成候補者就業状況報告書 (様式第5号) ほか	就業先・従事内容の確認のため	就業開始後1ヶ月以内	
2年目		前年(1年目)分の就業状況の確認のため	2年目の6月10日	
3年目		前年(2年目)分の就業状況の確認のため	3年目の6月10日	
4年目	補助金交付申請書 (様式第6号) ほか	36か月(1-3年目)分の就業状況の報告を行い、「助成対象者(補助事業者)」の認定と、支援額(補助金)の交付を受けるため	4年目の6月10日	基準額の1/5 ⇒ 25万円
5年目	就業状況報告書 (様式第9号) ほか	前年(4年目)分の就業状況を確認して支援額を算出するため	5年目の6月10日	基準額の1/5 ⇒ 25万円
6年目		前年(5年目)分の就業状況を確認して支援額を算出するため	6年目の6月10日	基準額の1/5 ⇒ 25万円
7年目		前年(6年目)分の就業状況を確認して支援額を算出するため	7年目の6月10日	基準額の1/5 ⇒ 25万円
8年目	就業状況報告書 (様式第9号) ほか	前年(7年目)分の就業状況を確認して支援額を算出するため	8年目の6月10日	基準額の1/5 ⇒ 25万円
	実績報告書 (様式第11号) ほか	全期間(1-8年目)の就業状況の報告のため	別途案内	

※上記の報告期限に提出いただいた場合、概ね4～5か月後に助成金を支払います。

報告期限に遅れた場合は、助成金の支払いも遅れることとなります。